

困難な問題を抱える女性支援基本計画に係る検討事項

計画の構成（予定）

【本編】

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
 - ・ 法の目的、国の基本指針、県の計画 → 市計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
 - ・ 法第8条第3項に基づく基本計画として策定。
 - ・ 「静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を勘案
 - ・ 「第4次静岡市男女共同参画行動計画（DV防止基本計画を含む）」と整合
- 3 計画期間
 - ・ 令和7年度から令和12年度までの6年間

第2章 現状と課題

- 1 女性の抱える問題の多様化、複合化
- 2 支援機関による支援の現状
- 3 支援機関による支援の課題（支援機関どうしの連携、民間団体活動の障害、支援機関につながっていない女性）
 - ・ 県調査
 - ・ 市関係部署への調査
 - ・ 民間団体ヒアリングでの意見
 - ・ 女性へのウェブアンケート など

第3章 計画の考え方

- 1 基本理念（目指す姿）
- 2 基本的な考え方
- 3 計画の方針
- 4 施策体系
- 5 推進体制

第1回 検討事項

第4章 施策の内容

<支援の内容>

- 1 相談支援
- 2 保護・回復支援
- 3 自立支援

<支援の体制>

<支援に関わる団体・機関の役割等>

- 1 連携体制づくり
- 2 教育・啓発等

<数値目標>